

# 鳥取縣公報

## 公 告

◇資格審査結果公告第三十三號

(自昭和二十三年八月一日  
至同 年八月十五日)

昭和二十三年八月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は昭和二十二年勅令第一號及同第三號同年閣  
令内務省令第一号及び昭和二十三年政令第六十二號の  
規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は最も廣く公表するものである。市町村役場  
はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければ  
ならない。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し、次  
回の新公報を受け取つたときはこれと取換え、取換え  
た公報はこれを破壊することなく、公衆の参照に供し  
得るように、市町村役場内に編つて保存するものであ

昭和二十三年八月二十二日  
外 日 曜 日

る。

三、この表に掲載され者であつて、資格審査の完了した  
者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に  
供する。

何人でも要求すれば、前項の調査表を自由に閲覧する  
ことができる。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員數 二名  
非該當決定者 二名

審査を受けた公職及びその氏名

◎國家警察官  
岸本 吉男

◎農地委員會委員立候補者

井上 米治